

万が一に備えた計画停電の対応

1 国及び関西電力による計画停電を実施する場合の内容

(1) 設定期間：7/2（月）～9/7（金） ※土・日・祝日および8/13（月）～8/15（水）を除く。

(2) 設定時間帯：8：30～21：00（下記の6時間帯に区分）

第1時間帯・・・8:30～11:00	第2時間帯・・・10:30～13:00
第3時間帯・・・12:30～15:00	第4時間帯・・・14:30～17:00
第5時間帯・・・16:30～19:00	第6時間帯・・・18:30～21:00

※停電・送電の操作に30分程度の時間が必要となるため各時間帯は重複する。

(3) エリア区分：グループ 関電管内を6グループに区分
サブグループ 更に1つのグループを8つに細分化（合計48グループ）

(4) グループ・サブグループの確認方法：

以下により、自分の属するグループ・サブグループを確認できる。

- ・ 関電から7月初旬を目途に各戸にダイレクトメールで通知
- ・ 関電HPの「計画停電グループ検索システム」に「お客さま番号」を入力して確認 等

(5) 1回の停電時間：2時間程度

(6) 1日の停電回数：原則各グループ1日につき1つの時間帯

(7) 計画停電するグループ及びサブグループの順番：

各グループ間及びサブグループ内で公平となるよう、計画停電の順番を予め設定・公表し、必要となった場合は、その順番に沿って計画停電を実施

(8) 実施予告：

- ①月間予定（期間中に計画停電の可能性のある時間帯・グループ・サブグループの順番）については、関電HPで公表済み
 - ②前日18時頃：停電の可能性のある対象サブグループを公表
 - ③各時間帯の2時間程度前まで：停電を実施する対象サブグループ（確定情報）を公表
- ※②③については、登録アドレスへの「需給逼迫のお知らせメール」や関電HPにて確認可能

(9) 影響緩和施設：

- ・ 医療機関等（救命救急センター等の救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等）
※病院については6/25に厚生労働省から公表済み
- ・ 国の安全保障上極めて重要な施設 ※施設名は非公表
- ・ 国の主要な機関、府県庁・市町村役場・区役所の本庁舎、府県警察本部・警察署、消防本部・消防署等
- ・ 原子力発電所周辺30km圏内

上記のほか、技術的に可能な範囲で鉄道、航空、金融システム等についても停電による影響を緩和する。

2 関西広域連合構成府県市の対応状況

計画停電が実施された場合、府県民の生命・健康や交通、ライフライン等に大きな影響が想定されるため、以下の対応を基本として、構成府県市の状況に応じた的確な対応を図る。

(1) 健康・福祉

項目	想定される影響・課題	対応（検討中のものを含む）
医療機関	・医療機器等の使用が制限され、入院患者等の生命に危険が及ぶ恐れがある。	・施設、関係団体等に対し、必要に応じて自家発電装置の点検や燃料の確保、在宅医療機器使用者への対応の準備等、確実な対応を要請
在宅患者	・人工呼吸器、酸素濃縮装置等医療機器在宅使用者への対応	○医療機器への対応 ・バッテリーの確認や交換、酸素ポンプの補充等に対応 ○在宅患者への対応 ・在宅医療機器使用者等への注意喚起
乳幼児や高齢者等に対する熱中症対策	・乳幼児や高齢者等に対する熱中症対策	・広報紙等の手段により注意喚起
障害者支援施設、障害児入所施設	・医療機器使用障害者（児）への対応（人工呼吸器、酸素吸入器、喀痰吸引等使用者）	・施設に対し、医療機器の使用等に支障が生じないよう適切な対応を要請
高齢者入所施設	・医療機器使用高齢者への対応（人工呼吸器、酸素吸入器、喀痰吸引等使用者）	・施設に対し、医療機器の使用等に支障が生じないよう適切な対応を要請 ・自家発電装置の購入、バッテリー等による対応状況を個別に確認
公立病院	・診療用機器や電子カルテ等の稼働停止に伴い診療機能が著しく低下 ・厨房設備の停止により、適切な食事の提供ができない。 ・空調の停止により、疾患を抱える外来・入院患者の体調悪化が懸念される。 ・空調の停止による室温上昇で、MRI等の医療用精密機器の性能維持に支障を来たすことが懸念される。	・非常用自家発電機への切り替え 〔非常用自家発電機では、手術室など一部の限られた設備しか電源が確保できないことから、救急をはじめとして診療機能を一定抑制せざるを得ない場合が生じる。〕

(2) 交通

項目	想定される影響・課題	対応（検討中のものを含む）
交通対策	・信号機の滅灯による交通の混乱 ・可変標識による時間規制が停止した箇所における安全対策	・計画停電エリアの主要交差点に警察官を配置し、交通整理を実施 ・現場に警察官を配置して交通規制を実施

(3) 上下水道

項目	想定される影響・課題	対応（検討中のものを含む）
水道・浄水場の取水・浄水処理・送水停止時への対応	【府県営・企業団等（水道用水供給事業）】 ・供給点配水池が空になった時に受水市町村が断水リスク等 〔配水池には一定の水量を蓄える機能があり、府県営水道等からの送水が停止した場合でもすぐに断水になるわけではない。〕	・供給点配水池を高水位にするために、事前に送水量を増やす。 ・受水市町村を通じて府県民及び事業者等へ節水を呼びかける。 ・計画停電の時間や配水池（受水団体所有）の貯水量に応じて、緊急時には非常用自家発電設備※を稼働させる。 ※設備がある場合のみ
	【市町村営（水道事業）】 ・浄水機能麻痺による断水の可能性	・計画停電の時間や配水池の貯水量に応じて、緊急時には非常用自家発電設備※を稼働させる。※設備がある場合のみ ・水の汲み置きや、ポンプ復帰時の水浸しを防ぐため、断水中でも必ず蛇口を閉めておく、復電による揚水の赤水への注意、不要不急の水利用を控えることを啓発する。
下水道	【府県管理】 ・計画停電が毎日続くような状況になれば、下水処理全般が滞り、放流水質が悪化する恐れがある。	○水処理施設 ・非常用自家発電機で処理を継続 ○汚泥処理施設 ・計画停電への対応が特に困難な施設の個別対応について関西電力と調整
	【市町管理】 ・自家発電機を設置していない処理場やポンプ場で、汚水が溢水する可能性がある。	（市町による対応） ・計画停電が実施されている時間中は、極力ご家庭などからの排水を控えていただくよう啓発する。
工業用水ポンプ場送水停止への対応	・各受水企業は、長くて4～5時間、少なくとも2時間程度分の水量を蓄えるタンクを保有しているが、計画停電が長時間となる場合や貯水量が十分でなかった場合、配水停止に至る可能性がある。 ・工業用水の用途は、冷却用・洗浄用・原料用にもなっており、配水停止になった場合、生産活動にも支障を与え、特に製鉄所での冷却水の停止は、炉に被害を与える危険性がある。	・ユーザーに対し、事前に受水量を増やし受水タンクを高水位にするよう促す。 ・高い位置に水源を持つ工水は、ダムからの導水に切り替え自然流下による送水を継続する。

(4) 教育機関

項目	想定される影響・課題	対応（検討中のものを含む）
公立特別支援学校 及び寄宿舎	<p>障害のある児童・生徒の通う 学校の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・照明、エレベータ等の学校設備の停止により、授業や学校活動の実施が困難・体温調節ができない児童・生徒がいる教室の空調停止や喀痰吸引器等の医療機器の使用不能により、直接的・間接的に児童・生徒の生命が脅かされる。・交通機関のダイヤ変更等により、自力通学者の中には、通常時と異なる時間帯での乗車等に不安な生徒がでてくる。・調理器具等の使用不能により、食事の提供等が困難	<p>※ 各学校において、それぞれの状況に応じた児童・生徒の安全及び健康の確保等を考慮した臨時休校や授業時間の短縮等の対応を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">・寄宿舎については、適宜状況を勘案した対応を行う。